

環境コンプライアンス

「美しい地球を守ろう」とする環境関連規制の強化は、世界的な潮流となっています。グローバル、ローカルにかかわらず、企業は環境コンプライアンスを使命とし、温室効果ガス排出規制や有害化学物質含有禁止、ISO14001の法的な要求事項、リスク管理マネジメント、環境情報開示などの課題へ積極的に取り組んでいます。ここでは、カシオの環境コンプライアンスの取り組みを紹介します。

基準管理と監査 ～定期的な内部監査と第三者監査

カシオのISO14001取得事業所数は18事業所になります。

これらの各事業所では国や県・市が定める規制基準および自主基準に基づき、排出ガス濃度（ばいじん・SOx・NOx）や排出水水質（有害物質を含む水・生活環境排水）の測定による状態管理や改善活動を定常的に実施しています。また、有害大気汚染物質の使用状況、VOC（揮発性有機化合物）の取引量や大気排出量の測定・報告なども行っています。

さらに、各事業所では内部環境監査員や環境審査員補の育成を行い、内部監査を実施する他、定期的に外部機関の第三者監査を受け、改善活動を行っています。

今後、カシオの環境監査水準を高めていく課題として、内部環境監査員には、環境リスク感知能力の向上、各種環境関連法令の理解力の向上、化学物質管理にかかわる内外の法律や情報管理についての習得、さらに課題発見や改善提案を行うなど、「現地・現場」から環境コンプライアンスを先導する役割が望まれています。

製品開発・設計・製造におけるコンプライアンス ～化学物質管理規制

史上最大規模の化学物質管理規制ともいわれる「REACH規制」がEUで施行されました。

日本国内でも「改正化審法（化学物質審査規制法）」が施行され、中国では改正「新規化学物質環境管理弁法」が、アメリカでは「TSCA」が改正され施行される予定です。

これらの化学物質管理規制には、重大なリスクを呈する製品について市場監視、リコール、市場撤退、あるいは輸入禁止などの処置や厳しい罰則規定の制定が予定されています。

カシオは、製品や消耗品に含まれる化学物質の種類や含有量、新しい化学物質の登録有無などについて情報開示能力や管理・設計体制を整備しています。

カシオは「新グリーン商品開発会議」の中に製品環境法規制検討ワーキンググループを設け、法律適合のために上記関係法規に留まらず、開発・設計・製造・販売をサポートしています。ワーキンググループでは

1. 法規制関連の情報収集（工業会や専門委員会）
2. 製造・輸出入・販売事業者の義務行為の掌握
3. 開発や設計標準への展開と審査チェック
4. 資材調達ガイドラインへの展開と情報管理
5. 設計支援の含有化学物質DBの整備やアクセス可能性の向上

などを行っています。

また、厳しい罰則などが設けられる規制が施行された事で、リスク管理というテーマへもいっそう注力していく必要を認識しています。

廃棄・リサイクルにおけるコンプライアンス

電機電子機器の廃棄リサイクルと包装材リサイクルについても、EU の WEEE、包装廃棄物指令や、中国の中国版 WEEE、米国の各州 TV/PC リサイクル法、各州包装材重金属規制など、諸国でグローバルに立法・施行が進んでいます。

カシオはグリーンスター商品創りにおいて、設計段階から環境リスクを最小化し、資源を大切に利用すべく取り組んでいます。

さらに、重点リスク対策テーマとして、電子機器や包装材以外の分野（生産用金型など）の廃棄処理の不徹底による廃棄物処理法違反の撲滅を目指して PDCA マネジメントを推進しています。

温室効果ガス排出規制におけるコンプライアンス

1：改正省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）

地球温暖化対策として、日本では 2010 年 4 月から改正省エネ法が施行されました。

この改正に伴いカシオは

1. これまでの事業所単位のエネルギー管理から、事業者（法人：カシオを構成するグループ会社）単位の管理に移行します。
2. 原油換算で年間 1,500kl を越えると新たな規制対象となるため、事業者全体のエネルギー使用状況の管理・届出（中長期計画や定期報告）をします。
3. エネルギー管理統括者やエネルギー推進企画推進者の選任・届出などを行い、省エネ活動を推進していきます。

※ カシオの対象事業者は、カシオ計算機・カシオマイクロニクス・甲府カシオ・山形カシオの 4 社になります。

2：東京都環境確保条例

東京都では、2010 年 4 月から大規模事業所を対象に、温暖化ガスの総量削減を求め、温室効果ガス排出量の「総量削減義務と排出量取引制度」の導入と、東京都のすべての中小事業所（原油換算エネルギー使用量 1,500kl/ 年未満）を対象にした、「地球温暖化対策報告制度」が始まりました。

（1）総量削減義務と排出量取引制度

この制度の適用を受けるカシオの事業所は、カシオ計算機羽村技術センター、カシオマイクロニクス本社・第 1 工場および、第 2 工場の 3 事業所です。

これら 3 事業所は、燃料、熱および電気の使用量が、原油換算で年間 1,500kl 以上の事業所であるため、5 年間ごとの削減期間において基準となる排出量に対して削減義務が課せられます。（削減率は 4%～6%）

さらに削減未達成なら排出権を取得してカーボンオフセットする義務が課せられます。また、報告の正確性や真実性を担保するため検証機関の認証が必要になります。

（2）地球温暖化対策報告制度

カシオでは、制度の目的をよく理解し、ISO14001 のマネジメントサイクルを通じて推進し、現状の把握・対策の実施・報告書の作成および提出（義務又は任意報告）を行います。

これらの温室効果ガス排出規制におけるコンプライアンスは、カシオが掲げる、低炭素社会の実現を目指す中長期の環境ビジョンや環境宣言を、実効あるものにするための重要な行動です。

環境情報開示におけるコンプライアンス

企業の情報開示基準を巡る国際的な動きも活発化しています。

特に、国際財務報告基準（IFRS）の国内基準化を求める中で、非財務情報の開示を加えて企業の将来を見通す情報を「マネジメント・コメンタリー（MC）」として提供させようという動きが進んでいます。つまり企業の置かれている状況、事業戦略、リスク、財務業績などとの関連性がデータで示される非財務情報の開示が望まれてきているのです。

このために、カシオは、すべてのステークホルダーに正しい環境情報がわかりやすく開示できるよう、

1. 環境影響に関する、より正確な指標の採用と比較可能性の提供
2. 企業戦略との相互関連性が伝わる、環境を含む非財務情報の提供
3. 環境情報が企業業績向上に与えている影響力の説明の提供

などを目指し、環境情報開示に取り組んでいくとともに、世界的な非財務情報の開示基準や規格化に対応する作業を進めていきます。

TOPICS ウォルマート・サステナビリティ・インデックスへの協力



ウォルマート社主催
の Global Milestone
Meeting（2009年7月
米国アーカンソー州）
写真提供：ウォルマート

昨今、メーカーや小売業者にとって、サステナビリティ（持続可能性）が重要なキーワードになりつつあります。

環境負荷の低い（サステナブルな）商品を提供することは重要な戦略になっています。多くの小売業者は、独自に設定したサステナビリティのための目標の達成に意欲的であり、彼らに納品しているメーカー各社は、その達成に対して前向きな関与が求められています。

例えば、世界最大のスーパーストアであるウォルマートもサステナビリティに積極的に取り組んでおり、その一環としてサステナビリティ・インデックス（持続可能性の標準指標）づくりに力を入れています。

2009年、ウォルマートは納品業者のサステナビリティ対応を評価するために、全業者に対してアンケート調査を実施しましたが、カシオもこれに協力し、サステナビリティへの取り組みを提示しました。

カシオはこれからも、環境配慮製品の創出などにより、サステナビリティへの貢献を継続していきます。